

新たな公共交通システムを含めた交通ネットワーク形成検討業務 業務委託仕様書

1 委託業務名

新たな公共交通システムを含めた交通ネットワーク形成検討業務

2 業務目的

本市では、令和3年11月に「歩くまち・京都」総合交通戦略2021（※）を策定し、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の理念のもと、

- ・ 持続可能なまちづくりを実現する公共交通ネットワークの形成
- ・ 誰もが「出かけたくなる」歩行者優先の魅力的なまちづくり
- ・ 歩いて楽しい暮らしを大切にするスマートなライフスタイルの更なる促進

を柱として、取組を展開してきた。

コロナ禍以降、公共交通におけるバス運転士の担い手不足や都市部での混雑、郊外での利用者数の減少などの交通課題が顕在化している中、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現に向け、中長期的視点から「京都の都市交通の未来についてどうしていくべきか」について、改めて検討を進めていく必要がある。

本業務は、市民生活を支え、まちの持続可能性を高めるための公共交通ネットワーク、市内移動の利便性の維持・向上、さらには京都のまちの発展・魅力向上にもつなげるため、新技術の活用や新たな交通システムを含めた京都ならではの交通ネットワークの形成に向けた検討を行うものである。

※ 「歩くまち・京都」総合交通戦略2021

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000291699.html>

3 委託期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

4 委託業務の内容

（1）交通体系を検討するうえで必要となる現況調査

未来の京都市の交通体系を検討するうえで必要となる現況調査を行い、京都市の公共交通の現状等を様々なデータを用いて分析すること。

本件委託業務の目的の達成に必要なデータについては、想定されるデータの種類、当該データを用いて実施可能な分析手法、そこから導き出されるであろう示唆・検討結果について具体的に提案すること。必要に応じてデータ取得費用を見積に含めること。

なお、現況調査を深めるに当たり、有用ではあるものの実施すれば本件委託業務の予定価格の上限を超えるデータを用いた分析等があると考えられる場合は、その旨を明記したうえで幅広く提案すること。ただし、当該提案については本件委託業務及び審査の評価の対象としない。

【想定データの種類（例）】

- ・ 人口の動向
- ・ 公共交通の利用状況
- ・ 観光客数
- ・ 人流データ（携帯電話事業者等）
- ・ 自動車交通量・混雑度
- ・ 施設情報 など

（２）現況調査や国内外の他都市事例等を踏まえた課題及び交通施策の整理

上記（１）や本業務の参考となる国内外の他都市事例、これまでの「歩くまち・京都」総合交通戦略に係る取組（※）等を踏まえ、本市交通施策の課題と、考え得る交通施策を整理すること。

※ 「歩くまち・京都」推進会議において、これまでの戦略に係る取組や関連するデータを取りまとめているため、参照すること。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000094544.html>

（３）課題を踏まえた最適な新公共交通システムの選定及び導入ルート等の検討

上記（２）を踏まえ、LRTやBRT、自動運転など、様々な新公共交通システムの比較検討を行ったうえで、まちの活力向上や、現行のバス交通中心の交通ネットワークからの転換に繋がる検討を深めていくべき新公共交通システムを選定し、導入ルート等を検討すること。

（４）望ましい公共交通ネットワーク像の明確化及びその実現に向けた課題と対応策の整理

新公共交通システム導入した場合における既存の公共交通も含めた望ましい公共交通ネットワーク像を明確にするとともに、その実現に向けた課題と対応策を具体的かつ詳細に整理すること（バス再編、交通結節点整備、自動車の流入抑制等）。

（５）経済界や交通事業者、市民からの意見聴取の手法の検討と資料作成等の支援

京都商工会議所「次世代交通システム検討委員会」をはじめとする関係団体等との連携や、交通事業者、市民からの意見聴取の手法を検討するとともに、その実現に向けた資料作成等の支援を行うこと。

（６）報告書作成

上記の検討結果を取りまとめ、報告書等の成果品を作成する。

(7) 打合せ

業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ3回、成果品納入時の計5回を行うものとする。

※ 本業務は、上記のとおり令和8年度の委託業務の内容を企画提案の範囲とするが、令和8年度の業務を踏まえ、令和9年度以降に調査を継続する可能性がある。

(参考) 令和9年度以降に想定される調査内容

- ・ 新公共交通システムの導入に向けた具体的検討
- ・ 望ましい公共交通ネットワーク像の実現に向けた具体的検討
- ・ まちなかの特定エリアにおけるウォークアブルな道路空間の検討
- ・ 各施策の実現に向けた機運醸成策の検討
- ・ 関係機関との協議スケジュールを踏まえた事業ロードマップ(案)の作成 など

5 納品

(1) 本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「京都市建設局電子納品実施要領(業務編)(令和6年3月)」(以下「要領」という。)に基づき作成された電子データをいう。

なお、要領に記載のない事項や疑義がある場合は、監督員と協議のうえ作成するものとする。

(2) 成果品は、要領に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R)で1部及び調査報告書(製本版)1部を納品する。

(3) 成果品の提出の際には、京都市建設局電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認後、ウイルス対策を行い提出すること。

6 業務の履行

(1) 本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、「土木設計業務等委託必携(令和8年2月京都市)※」(以下「業務等委託必携」という。)によるものとする。

※京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「土木設計業務等の仕様書、様式等」参照

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000190817.html>)

(2) 業務の実施内容や本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、速やかに発注者と協議のうえ決定するものとする。

(3) 本市のほか各機関と十分に調整・連携のうえ、本調査を円滑に実施すること。

7 支払方法

委託業務終了後、受託者の適法な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

8 その他

(1) 秘密保持義務

本業務によって知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。委託期間終了後も同様とする。

(2) 個人情報の保護

本業務の遂行に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例を遵守すること。

(3) 著作権の取扱い

ア 本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める権利を含む。）については、本市に帰属するものとする。また、本事業終了後においても本市がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うに当たり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

イ 成果物に使用される全てのものは、必ず事前に著作権、肖像権等の権利の了承を得てから使用すること。

ウ 成果物に使用される全てのものは、庁内他部署による二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得るとともに、その際必要となる一切の手續及び使用料の負担等は受託者が行うことを原則とする。

エ 本事業による成果物については、使用料その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。

オ 成果物の著作権及び肖像権処理等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応し、本市は責任を負わない。